

生物多様性条約及びカルタヘナ議定書の概要

1. 生物多様性条約 (CBD) とは

(1) 生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity : CBD)

生物の多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分を目的とし、そのために締約国がとる措置等について規定。締約国は現在 189 か国と欧州共同体。意思決定を行う締約国会議 (Conference of the Parties : COP) は 2 年に 1 回開催されている。条約事務局はモントリオールに所在。

(2) 経緯

- 1987 国連環境計画 (UNEP) が CBD 策定に向けて検討開始
- 1992.6 わが国は国連環境開発会議 (UNCED) において気候変動枠組条約とともに CBD に署名
- 1993.5 わが国が CBD を締結
- 1993.12 CBD 発効
- 1994.11 第 1 回締約国会議 (COP 1) (ナッソー (バハマ))
- 1995.1 第 2 回締約国会議 (COP 2) (ジャカルタ (インドネシア))
- 1996.11 第 3 回締約国会議 (COP 3) (ブエノス・アイレス (アルゼンチン))
- 1998.5 第 4 回締約国会議 (COP 4) (ブラチスラバ (スロヴァキア))
- 2000.5 第 5 回締約国会議 (COP 5) (ナイロビ (ケニア))
- 2002.4 第 6 回締約国会議 (COP 6) (ハーグ (オランダ))
- 2004.2 第 7 回締約国会議 (COP 7) (クアラルンプール (マレーシア))
- 2006.3 第 8 回締約国会議 (COP 8) (クリチバ (ブラジル))
- (2008.5) 第 9 回締約国会議 (COP 9) (ボン (ドイツ) にて開催予定)
- (2010) 第 10 回締約国会議 (COP10) 開催予定

2010 年は、「**生物多様性 2010 年目標**」(注)の目標年であり、COP10 では、その達成状況が注目されるとともに、それを踏まえて、次期生物多様性目標の枠組みを議論する重要な節目となる COP である。

(注) 「生物多様性 2010 年目標」

「生物多様性の損失速度を 2010 年までに顕著に減少させる」

(例)

- ・生態学的な地域ごとに、少なくとも 10 % が効果的に保全されること
- ・絶滅のおそれのある種の状況が改善されること
- ・侵略的外来種となりうる主要な種の侵入経路が制御されること

(3) 条約の概要

条約の 3 つの目的

- ・ **生物の多様性の保全**
- ・ **生物多様性の構成要素の持続可能な利用**
- ・ **遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分**

保全と持続可能な利用のための一般的措置

- ・ 生物多様性国家戦略の策定
- ・ 重要な地域・種の特定とモニタリング

保全のための措置

- ・ 生息域内保全：保護地域の指定・管理、生息地の回復等
- ・ 生息域外保全：飼育栽培下での保存、繁殖、野生への復帰等
- ・ 環境影響評価の実施

持続可能な利用のための措置

- ・ 持続可能な利用の政策への組み込み
- ・ 利用に関する伝統的・文化的慣行の保護・奨励

技術移転、遺伝資源利用による利益の配分

- ・ 遺伝資源保有国に主権を認める
- ・ 資源利用による利益を資源提供国と資源利用国が公平かつ衡平に配分
- ・ 途上国への技術移転を公正で最も有利な条件で実施

共通措置

- ・ 奨励措置 ・ 研究と訓練 ・ 公衆のための教育と啓発 ・ 情報交換
- ・ 技術上及び科学上の協力

バイオテクノロジーの安全性

- ・ バイオテクノロジーにより改変された生物の利用、放出のリスクを規制する手段を確立

2 . カルタヘナ議定書とは

生物多様性条約に基づき、遺伝子組換え生物等の使用による生物多様性への影響を防止することを目的としたものであり、生物多様性の確保を図る上で重要な議定書。現在、137 か国と欧州共同体が加盟。議定書の締約国会議も通常 C B D の締約国会議と同時期に開催される。

我が国は 2003 (H15) 年に議定書を締結し、2004 (H16) 年に議定書を担保するカルタヘナ法を施行した。現在、カルタヘナ法の適正な運用を通じ、国内のみならず国際的にも協力しながら生物多様性の確保に努めている。